

- 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて (案)  
各都道府県・指定都市・中核市介護保険担当部(局)長あて 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知

| 新 規  |  |
|--|--|
| <p>社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧会計基準」という。)により示されているところである。これまで、介護保険事業等を実施する社会福祉法人における会計処理については、旧会計基準のほか、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知。以下「指導指針」という。)等による会計処理がされてきた。また「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について(平成12年3月10日老発第188号)厚生省老人保健福祉局長通知」により資金の取扱いが示されていた。</p> <p>今般、会計基準の一元化を図り、法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能とするとともに、外部への情報公開に資することを目的とした「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「会計基準」という。)が定められた。それらを踏まえて、介護保険事業等に係る社会福祉法人について次のように取扱うこととしたので、了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いについて遺憾のないようにされたい。</p> <p>第1 総則<br/>1 趣旨</p> <p>指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者における会計については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第39号)(以下「指定施設基準」という。),「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)(以下「指定サービス基準」という。),「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営</p> |  |

に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)、「指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号)、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号、厚生労働省令第80号)(以下「指定介護予防サービス基準」という。 )、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号、平成18年厚生労働省令第82号)及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第37号、平成18年厚生労働省令第92号)において、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきこと及び会計に関する諸記録の整備等が定められているところである。

社会福祉法人が、会計基準により財務諸表を作成した場合、省令基準で会計を区分することと同様に取り扱うものとする。

なお、会計基準及び関連通知等の内容については遵守することとする。

## 2 本取扱通知の取扱い

社会福祉法人における詳細及び具体的な会計処理に関する取扱いについて、会計基準の定めるところにより、本取扱通知は会計基準を補足するものとする。

なお、本取扱通知において、会計基準で言う「拠点区分」は「会計の区分」に、「サービス区分」は「セグメント」に読み替えるものとする。

## 3 対象範囲

社会福祉法人において、会計基準の対象に含まれていない場合は、本取扱指針の対象となる。本取扱通知の対象とする施設、事業所又は事務所(以下「施設等」という。)の範囲は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体から委託された事業において、特段の定めがある場合は、この限りではない。

なお、(1)から(4)までに掲げる施設等において、指定サービス基準に定める訪問看護又は指定介護予防サービス基準に定める介護予防訪問看護を行う場合は、本取扱通知の対象として指定訪問入浴介護に準じて取り扱うことができる。

- (1) 指定施設基準に定める指定介護老人福祉施設
- (2) 老人福祉法第20条の4に定める養護老人ホーム
- (3) 老人福祉法第20条の6に定める軽費老人ホーム
- (4) 指定サービス基準等に定める指定居宅サービス事業等であって、老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)に基づき事業の開始の届出が必要な

次の事業等を行う施設等

- ア 指定訪問介護
  - イ 指定介護予防訪問介護
  - ウ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - エ 指定夜間対応型訪問介護
  - オ 指定通所介護
  - カ 指定介護予防通所介護
  - キ 指定認知症対応型通所介護
  - ク 指定介護予防認知症対応型通所介護
  - ケ 指定短期入所生活介護
  - コ 指定介護予防短期入所生活介護
  - サ 指定小規模多機能型居宅介護
  - シ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
  - ス 指定認知症対応型共同生活介護
  - セ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
  - ソ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - タ 指定複合型サービス
  - チ 老人福祉法第20条の7の2に定める老人介護支援センター
- (5) 指定サービス基準等に定める次の事業を行う施設等については、本取扱通知に準じて会計処理を行うことができる。ただし、(1)から(4)までに掲げる施設等が次の事業を行う場合の会計処理については、この限りでない。
- ア 指定訪問入浴介護
  - イ 指定介護予防訪問入浴介護
  - ウ 指定特定施設入居者生活介護(ただし、(2)及び(3)を除く。)
  - エ 指定介護予防特定施設入居者生活介護(ただし、(2)及び(3)を除く。)
  - オ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護(ただし、(2)及び(3)を除く。)
  - カ 福祉用具貸与
  - キ 介護予防福祉用具貸与
  - ク 指定特定福祉用具販売
  - ケ 指定特定介護予防福祉用具販売
  - コ (4)に係る基準該当居宅サービス
  - サ 指定居宅介護支援又は指定介護予防支援
  - シ 介護保険法第62条に基づく市町村特別給付事業
  - ス 介護保険法第115条の39に規定する地域包括支援センター

セ (1)から(4)までの施設等において行う介護保険に関連する事業

## 第2 会計処理について

### 1 会計の区分

第1の3に定める施設等の会計の区分(以下「会計区分」という。)の具体的な取扱いは、次によるものとする。

#### (1) 第1の3の(1)に定める施設の会計

第1の3の(1)に定める指定介護老人福祉施設の会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、同2の(4)及び(5)のア、イ、コからセまでに定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。

#### (2) 第1の3の(2)に定める施設の会計

第1の3の(2)に定める養護老人ホームの会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、同2の(4)及び(5)のア、イ、コからセまでに定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。

#### (3) 第1の3の(3)に定める施設の会計

第1の3の(3)に定める軽費老人ホームの会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、同2の(4)及び(5)に定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。ただし、社会福祉法人にあっては、同2の(5)のウからケを除くものとする。

#### (4) 第1の3の(4)に定める施設等の会計

第1の3の(4)に定める施設等の会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設等において、同2の(4)に定める他の事業若しくは同2の(5)に定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設等でこれらを行う場合は、当該施設等の会計区分に含めて会計を処理することができる。ただし、社会福祉法人にあっては、同2の(5)のウからケを除くものとする。

(5) 第1の3の(5)に定める施設等の会計

第1の3の(5)に定める施設等の会計は、独立した会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設等において、同2の(5)に定める他の事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設等でこれらを行う場合は、当該施設等の会計区分に含めて会計を処理することができる。

2 会計に関する諸記録の整備等

(1) 会計に関する諸記録の整備

会計に関する諸記録は、資金収支計算書、事業活動計算書(損益計算書及び正味財産増減計算書等を含む。)及び貸借対照表(以下「財務諸表」という。)並びに会計帳簿とし、これらを整備しておかなければならない。

なお、社会福祉法人及び会計区分ごとに特別な会計として経理を行う一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律40条に規定する法人等以外の法人又は施設等にあつては、財務諸表のうち、資金収支計算書又は事業活動計算書、及び貸借対照表を省略することができる。

(2) 財務諸表の様式

財務諸表の様式は、会計基準の第1号の1様式から第1号の4様式、第2号の1様式から第2号の4様式、第3号の1様式から第3号の4様式のとおりとする。

3 会計帳簿の備置

会計帳簿は、1により設定された会計区分ごとに、仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。

4 勘定科目及び説明

勘定科目及び説明は、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」(平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社援基発0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局長福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)のうち「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指針)」の別添3のとおりとする。

5 特例事項について

(1) 社会福祉法人の会計処理に当たっては、役員報酬など法人本部に帰属する経費を各拠点区分に計上することができないものとする。主として介護保険事業のみを実施する社会福祉法人の場合の本部経費について会計基準及び取扱通知に基づく会計処理を行う社会福祉法人であって、このような事業形態にある法人の場合は、法人本部に係る経費についても計上して差し支えない。なお、本部に係る経費について区分を必要とする社会福祉法人にあつては、会計基準の別紙4の拠点区分事業活動明細書に「本部」欄を追加して差し支えない。

(2) 予算の弾力的運用

指定介護老人福祉施設の運営に要する経費の予算は、経営状況が把握できるよう、これまで人件費及び経費等に区分し、また会計基準において人件費、事業費及び事務費等に区分したところであるが、弾力的な予算執行の観点から、事業費及び事務費については一の区分とみなした上で、当該指定介護老人福祉施設に係る経理規程又は会計処理規定など規定等の定めにより、一定の手続を経て、予算の科目間(中区分までに限る。)流用及び予備費の使用ができるものとする。

なお、適正な予算執行の観点から、予算額と決算見込額とに著しい差異を生じることが見込まれる場合、又は予備費の額を超える支出が見込まれる場合は、定款の定めに従い、あらかじめ予算を補正すること。